

地域活性化包括連携協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）、日立チャネルソリューションズ株式会社（以下「乙」という。）及び日立ターミナルメカトロニクス株式会社（以下「丙」という。）は、地域課題の解決に向け、相互の連携を強化し、尾張旭市内における地域のより一層の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が、相互の連携協力と協働による新たな取組を推進することにより、地域社会の発展や質の高い市民サービスの実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を実現するため、次の事業について連携協力する。

- (1) 健康づくりの推進に関する事。
- (2) 子育て支援の推進に関する事。
- (3) 高齢者・障がい者福祉の推進に関する事。
- (4) 総合的な教育連携の推進に関する事。
- (5) 安全で安心なまちづくりの推進に関する事。
- (6) 循環型社会の形成及び地球にやさしい生活の推進に関する事。
- (7) 地域産業の振興に関する事。
- (8) にぎわいの創出とまちへの愛着意識の向上に関する事。
- (9) SDGsの普及啓発及び達成に向けた取組に関する事。
- (10) その他、甲、乙及び丙が協議して必要と認める連携事項に関する事。

（秘密の保持）

第3条 甲、乙及び丙は、事前に書面による開示者の承諾を得ることなく、この協定の有効期間中に相手方から開示を受ける技術上又は営業上の情報であって、かつ、①秘密である旨が明示された情報又は②秘密である旨を告知した上で口頭又は視覚的に開示される情報であって、かかる開示後30日以内に当該情報の内容を書面にし、かつ、当該書面において秘密である旨を明示して提供されたもの（以下総称して「秘密情報」という。）を第三者に対しても開示又は漏えいしてはならず、この協定に基づく連携事項の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この協定における秘密情報として取り扱わないものとする。

- (1) 開示のときに、既に公知であった情報又は既に被開示者が保有していた情報
- (2) 開示後、被開示者の責めによらず、公知となった情報

- (3) 秘密保持義務を負うことなく被開示者が第三者から適法に入手した情報
- (4) 被開示者が独自に開発した情報

（協定の期間）

第4条 この協定の期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲、乙及び丙の協議が整った場合は、さらに3年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第5条 この協定を継続できない事情が発生したときは、甲、乙及び丙が協議の上、協定を解除することができる。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名又は記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和5年6月22日

甲 愛知県尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市

代表者 尾張旭市長 柴田 浩

乙 東京都品川区大崎一丁目6番3号
日立チャネルソリューションズ株式会社

代表取締役 取締役社長

丙 愛知県尾張旭市晴丘町池上1番地
日立ターミナルメカトロニクス株式会社

代表取締役 取締役社長